

岡山県相談支援専門員協会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「岡山県相談支援専門員協会」と称する。

(所在地)

第2条 本会は所在地を岡山県倉敷市浜町1丁目2番20号に置くこととする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は所在地に置くこととする。

ただし、必要に応じてその業務の一部または全部を業務委託できることとする。

(目 的)

第4条 本会は、日本相談支援専門員協会及び全国都道府県代表者会議と連携しながら、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援専門員として、障がい者の地域生活を支援する目的で、障害者ケアマネジメントを基本とした中立、公平な相談支援を実践するとともに、自らの資質の向上に努めることをもって、障害者の自立した生活支援に資することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障がい者ケアマネジメントの啓発、普及を図る事業
- (2) 障がい者ケアマネジメントにかかる調査、研究事業
- (3) 相談支援専門員の研修にかかる事業
- (4) 災害時、相談支援専門員派遣にかかる事業
- (5) 相談支援専門員の交流、親睦を図る事業
- (6) 日本相談支援専門員協会に関する事業
- (7) 全国都道府県代表者会議に関する事業
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員資格は次の2種類とする。

(1) 正会員

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で規定された相談支援従事者初任者研修を修了した相談支援専門員の資格を有する者若しくは本会の目的に賛同する者。

(2) 賛助会員

・ 本会の事業を賛助する者。

(会 費)

第7条 本会の会費は次の通りとする。

正会員 年額 3,000 円

賛助会員 年額 1,000 円

※また、希望する者は岡山県相談支援専門員協会を窓口にして、別途年会費2,000 円を支払うことで、日本相談支援専門員協会への加入ができることとする。

(入会資格)

第8条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- (1) 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で事務局まで申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (2) 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 本会が解散したとき。

(退 会)

第 10 条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で会長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するときは、本会運営理事会において会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、規約等に違反したとき
- (2) この会の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

第 3 章 役 員

(役 員)

第 12 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名以上
理 事（会長・副会長を含む）	3 名以上
監 事	2 名

本会に相談役を置くことができる。

(選任等)

第 13 条 会長、副会長、理事は本会総会において正会員の中から選任する。

(職 務)

第 14 条 会長はこの会を代表し、その業務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けた時は、あらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

理事は会長、副会長とともに会の運営にあたる。

理事は運営理事会を構成し、この規約の定めに基づき、この運営理事会の業務を執行する。

(任 期)

第 15 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総会

(総会)

第16条 総会は正会員により組織されるものとする。

総会は毎年度1回開催する。

臨時総会は必要時開催する。

(権能)

第17条 会長は、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集及び開催)

第18条 総会は、会長が招集し開催する。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長が務める。

(決議)

第20条 総会の決議は、賛助会員を除く会員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第21条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。
- (3) 審議事項

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 運営理事会

(運営理事会)

第23条 運営理事会は理事及び監事により組織されるものとする。

運営理事会は随時開催する。

(議事録)

第 24 条 運営理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事及び監事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項

第 6 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 25 条 本会が会則を変更しようとするときは、総会において、承認を経なければならない。

(解 散)

第 26 条 本会が解散する時は、運営理事会において、承認を経なければならない。

附 則

本会則は平成 21 年 11 月 29 日より施行する。

本会則を平成 27 年 1 月 31 日より一部改定する。

本会則を平成 28 年 4 月 23 日より一部改定する。

本会則を平成 30 年 7 月 1 日より一部改定する。

本会則を令和 2 年 6 月 6 日より一部改定する。

本会則を令和 6 年 4 月 1 日より一部改定する。

本会則を令和 6 年 7 月 27 日より一部改定する。

本会則を令和 7 年 7 月 12 日より一部改定する。

本会則を令和 8 年 7 月 11 日より一部改定する。